

大和市告示第125号

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年5月30日

大和市長 大 木 哲

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成21年大和市告示第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「（平成27年度以前に修業を開始し、平成28年4月1日前に支給期間が満了している者であって、継続して当該修業を受けているもの（以下「修業継続者」という。）に係る支給を除く。）」を削る。

第4条第1項ただし書を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師に係る養成機関等を修了する者が、引き続き看護師に係る養成機関等で修業する場合は、通算して36月を超えない範囲で訓練促進給付金を支給するものとする。

第6条第1項中「開始した日」の次に「（訓練促進給付金の支給を受け、准看護師に係る養成機関等を修了する者が、引き続き看護師に係る養成機関等で修業する場合は、看護師に係る養成機関等の修業を開始した日）」を加える。

第8条第1項中「経過した日」の次に「（訓練促進給付金の支給を受け、准看護師に係る養成機関等を修了する者が、引き続き看護師に係る養成機関等で修業する場合は、看護師に係る養成機関等の修了日を経過した日）」を加える。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。